

職場の環境改善のための補助金規程

施行日：2018年5月1日

最終改正日：2020年5月1日

(目的)

第1条 一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業における労働災害防止のための職場の環境改善等の促進に資するため、安全・衛生のための施策や環境改善等を実施した会員に対して、要した費用の一部を補助する制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、この規程において具体的な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程（別表を含む。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者とは、補助対象者となる当法人の加入者サービス規約に定める会員をいう。
- (2) 申請日とは、当法人が申請者からの補助金申請書類を受領した日をいう。
- (3) 補助対象に要した費用とは、補助の対象に実際にかかった費用（税込み）をいう。ポイントやクーポン等の充当額はこの費用に含まない。
- (4) 事由の発生日とは、第3条第1項各号における設置日・購入日・実施日等をいう。

(補助の対象事項)

第3条 第1条に定める補助は、次の各号に掲げるものを対象とし、申請者の当法人への加入日（「会員証兼保険証券」に記載の会員（保険契約者）の加入日の年月日）の翌日以後を事由の発生日とする場合に補助金を支払う。

- (1) 安全衛生設備等の設置（購入）
- (2) 動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査の実施
- (3) 作業環境測定の実施
- (4) 特殊健康診断の実施
- (5) ゼロ災運動研修会等への参加
- (6) 運転適性診断の受診及び運行管理者指導講習の受講
- (7) 安全運転教育研修への参加
- (8) AED等職場の救急対策用設備の設置（購入）

2 前項各号の内容は、別表1から別表8に定めるとおりとする。

(補助金額)

第4条 前条第1項各号に対する補助金額は、別表9に定めるとおりとする。

(補助金の限度額)

第5条 1会員が1年度間（4月1日から翌年3月末日まで。ただし、末日が休業日の場合は最終の営業日。）に利用できる補助金の限度額は、別表10に定めるとおりとする。

2 前項の補助金の限度額における1年度間とは、事由の発生日にかかわらず、申請日の属する年度をいう。

(補助金申請手続)

第6条 補助金の申請にあたっては、当法人所定の申請書のほか、当法人が求めるものを提出しなければならない。

(補助金の申請期限)

第7条 補助金の申請は、事由の発生日の翌日から起算して180日以内に行わないときは、その権利を失うものとする。

(補助金の審査決定及び支払)

第8条 当法人は、第6条に定める申請手続書類に基づいて審査を行う。

- 2 審査の結果、補助金を支払う決定をした場合は、書面をもって申請者にその旨を通知する。
- 3 補助金の振込先は、申請者名義の当法人会費振替口座とする。ただし、会員である個人事業主が死亡したときは、保険契約における死亡保険金受取人の口座に振込むものとする。
- 4 補助金は、申請日に対応する当月会費の払込が確認された後に支払うものとする。
- 5 補助金を支払わない決定をした場合は、申請者にその旨を通知する。ただし、申請者から書面による通知を求められた場合には、書面にて通知する。
- 6 申請の際に、第6条に定める申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者がその申請の当法人受付日の翌日から起算して180日以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失うものとする。

(補助金を支払わない場合)

第9条 当法人は、次のいずれかに該当する場合は、補助金を支払わない。

- (1) この規程に定める支払条件等を満たさないとき
- (2) 申請書類に不備・不明な点があり、当法人の対応要請に正当な理由なく協力しないとき
- (3) 当法人が、申請内容に疑義があり補助金の支払いが不適切と判断したとき
- (4) 会員資格喪失年月日の翌日以後の事由の発生日であるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき

(補助金の返還請求)

第10条 当法人は、すでに補助金を支払っていた場合において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、補助金の返還を請求できるものとする。

- (1) 補助金の申請に不正の事実が認められたとき
- (2) 会員資格喪失年月日の翌日以後の事由の発生日であることが判明したとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」に該当する行為により、利用資格が取り消されたとき

(その他の事項)

第11条 この補助金は、当法人がその年度において計上した予算額の範囲内で実施するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が決議する。ただし、別表の変更は、業務執行理事との協議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2018年5月1日から施行する。
- 2 この規程の実施にともない、旧安全衛生設備等設置補助金規程、動力プレス機械・フォークリフト特定自主検査実施補助金規程、作業環境測定実施補助金規程、特殊健康診断実施補助金規程、ゼロ災運動研修会等参加補助金規程、運転適性診断等受診補助金規程、安全運転教育研修参加補助金規程及びAED等「職場の救急対策用設備」設置補助金規程は廃止とする。
- 3 この規程の施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2019年5月1日から施行する。
- 2 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2020年5月1日から施行する。
- 2 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

職場の環境改善のための補助金規程 別表

(一部抜粋)

別表 1 [安全衛生設備等の設置(購入)](第3条第2項)

(表1)

対象	事由の発生日
労働安全衛生法施行令第12条、第13条及び第15条に定める安全衛生設備等及びその他の災害防止設備等であって、(表2)「安全衛生設備等設置補助対象設備一覧」に定める設備。	当該設備の設置(設置を伴わない場合は購入)を完了した日

- 備考 1 設備等の増設、改造・修理及び備え付けを含む。
 2 職場へ設置するもの、職場の人員が使用するものに限る。
 3 次のいずれかに該当するものは対象とならない。
 (1) 自会員からの購入又は修理等によるもの
 (2) レジャー、趣味や貸出し等の目的で購入・設置されたもの
 (3) メンテナンス、クリーニング、消耗品の交換、アダプター等の付属品として購入したもの
 (4) 既存設備の移設のみのもの

(表2) 安全衛生設備等設置補助対象設備一覧

I 群 安全衛生設備等	
1	防じんマスク又は防毒マスク 厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品の防じん、防毒マスクが対象です。なお、取替式マスクの場合は対応する本フィルター、吸収缶の購入も対象とします。《スポンジ、メリヤスカバー、脱臭フィルター、紙フィルター(プレフィルター)、頭ひも等消耗品は対象ではありません。》
2	保護帽(物体の飛来、落下又は墜落による危険を防止するためのもの) 建設・製造加工・土木作業時に従事する場合、及び災害時に着用するもので厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品が対象です。《名入れのための版代や印刷代、シール代等は対象ではありません。》
3	墜落制止用器具(安全帯) 「墜落制止用器具の規格」「安全帯の規格」(労働安全衛生法第42条)に適合しているものが対象です。なお、「墜落制止用器具の規格」「安全帯の規格」に適合している構造物は単品購入の場合も対象です。《「墜落制止用器具の規格」「安全帯の規格」に適合していないハーネス(主に登山用や海外メーカー)や各種墜落防止装置(システム)は対象ではありません。》
4	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置 所轄の労働基準監督署に計画届(設置、移転、変更)の提出が必要な設備に限ります。なお、申請には計画届の写しが必要です。

II 群 その他の災害防止設備等	
1	運搬用台車又はハンドトラック 人力(動力を使わない)で使用するもので本体購入が対象です。《キャスター・車輪やブレーキ等の部品購入は対象ではありません。》
2	安全靴・静電靴 JIS規格合格ないしはプロテクティブスニーカー(JSAA)認定合格品が対象です。
3	保護眼鏡、保護ゴーグル 防じん、飛来防止、溶接専用のものが対象です。《レジャー・スポーツ用、花粉防止用、PCメガネ、サングラスは対象ではありません。》
4	防災面(保護面) 有害光線、飛来物、飛散物等から顔面を保護する面が対象です。
5	救命胴衣 船舶などに設置が義務付けられているものなど、職場の人員が業務用に使用する着衣型のものが対象です。《浮輪型のものや顧客用に使用するものは対象ではありません。》

6	防音保護具 耳栓、イヤーマフ等、体に装着するものが対象です。 《建設資材等は対象ではありません。》
7	消火器 消火器本体の購入、薬剤の詰替えが対象です。 《廃棄料やリサイクル代金等は対象ではありません。また、消防設備の点検、屋内外消火栓設備、スプリンクラー設備、各種消火設備(粉末消火設備等)、水バケツ等も対象ではありません。》
8	乗車用ヘルメット PSC 又は SG マーク、又は JIS 規格のものが対象です。
9	タイヤチェーン タイヤチェーンと同時購入の場合にはチェーンバンドも対象とします。
10	安全ベスト 夜間業務、工事現場や交通整理等の業務時に着用する反射材(LED 電飾タイプ含む)入りのベストが対象です。 《レジャーやスポーツ、ウォーキング等業務外で使用するものや、ブルゾンタイプは対象ではありません。》
11	ガス検知器 酸素、硫化水素、一酸化炭素、可燃性ガス用のもので、自然換気が不十分なタンクや抗等での作業に際してガス濃度を測定するもの、また、ずい道等の建設作業場での可燃ガス濃度測定用のものが対象です。
12	化学防護服 JIS T8115 規格に適合のものが対象です。
13	タコグラフ (デジタルタコグラフを含む) タコグラフと同時購入の場合には記録媒体 (SD カード等) や取付に必要な配線コード等も対象とします。 《記録紙等の消耗品は対象ではありません。》
14	スタッドレスタイヤ 法人事業所は法人名義の、個人事業所は事業主名義の車両で、かつ業務用車両に装着するものに限り(いずれもあんしん財団に会員登録されている名義の車両)。また、補助は上記対象車両 1 台につき 1 回までとし、次年度以降は対象外となります。スタッドレスタイヤ費用のみが対象で、車両への着脱に関わる費用や処分費用、ホイール費用は対象となりません。なお、スタッドレスタイヤの装着がリース車両の場合は、リース契約以外で別途に事業所の経費により購入した場合は対象になりますが、スタッドレス交換がリース料に含まれている場合は対象になりません。2 輪車用は対象外です。申請の際は、設置 (購入) 時に有効な車検証の写を添付してください。
15	ドライブレコーダー ドライブレコーダーと同時購入の場合には記録媒体 (SD カード等) や取付に必要な配線コード等も対象とします。 《バックモニターカメラや車内撮影専用カメラは対象ではありません。》
16	送気マスク・電動ファン付呼吸用保護具 JIS 規格、厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品のものが対象です。
17	アルコール検知器 (アルコールチェッカー) 事業所で業務上運転が必要な場合に、運転を担当する要員の飲酒・酒気帯びの有無を事前に確認するために使用するものが対象です。 《マウスピースやセンサー、ロール紙等の消耗品は対象ではありません。》
18	静電気帯電防止服 (静電服) JIS 規格または IEC 規格に適合するものが対象です。
19	非常口表示灯 非常口表示灯専用の電球・バッテリーの購入も対象とします。また、高輝度蓄光式避難誘導標識は消防署の指導基準に適合している場合は対象とします。 《非常用照明器具は対象ではありません。》
20	電動ファン内蔵上着 (空調服) 電動ファン内蔵上着として使用できる上着・ファン・バッテリー・ケーブルを一括購入した場合に対象とします。 《追加での上着、ファン、バッテリー等の単独購入は対象ではありません。》 2019 年 5 月 1 日以降の事由発生 (設置、購入) 分から 2 年間で補助対象期間です。
21	パワーアシストスーツ (腰部アシスト用) 腰痛防止の作業支援型(腰部アシスト用)で、電動アクチュエータや人工筋肉など動力を用いた装置が対象です。この設備については短期リース(レンタル)も対象とします。 《腰痛サポートベルト・腰痛防止ベルト等動力を用いないものや、また動力を用いる装置であっても医療用・医療実験用や自立支援用(リハビリ用)は対象ではありません。》 2019 年 5 月 1 日以降の事由発生 (設置、購入) 分から 2 年間で補助対象期間です。
22	冷水式体温冷却服 冷水をウェア内に循環させることで体を冷やす熱中症対策用品。上着とポンプユニットを一括購入した場合に対象とします。 《追加での上着、ポンプユニット等の単独購入は対象ではありません。》 2020 年 5 月 1 日以降の事由発生 (設置、購入) 分から 2 年間で補助対象期間です。

Ⅲ群 職場環境改善設備等	
1	自動ドア
2	電動シャッター
3	空調機器（エアコン・空気清浄機・加湿器・除湿器等） エアコン・空気清浄機・加湿器・除湿器として販売されているものが対象です。《扇風機、冷風機、サーキュレーター、ファンヒーター、ストーブ、脱臭機、空間洗浄機、除菌装置、イオン・オゾン・プラズマ等発生機、超音波噴霧器、美顔器等の目的で販売されている機種は対象ではありません。また、車両用も対象ではありません。》
4	換気装置（分煙機・換気扇等） 屋内の換気設備、換気扇、分煙機等、強制的動力を用いて内気と外気の入れ替えを行う設備が対象です。本体と同時購入の場合はウェザーカバーも対象とします。《ダクト部分だけの購入や送風機、換気レジスター等は対象ではありません。また、車両用も対象ではありません。》
5	リフト 資材（小荷物）用、車輛専用で動力を用いるものが対象です。《ウインチ、ジャッキは対象ではありません。》
6	手すり又は階段等の滑り止めの設備 設置型のものが対象です。《移動可能な滑り止めマットは対象ではありません。》
7	作業用踏み台又は脚立・はしご 脚立用・はしご用の滑り止め装置及び補助脚は、本体と同時購入の場合は対象とします。また、足場台、移動式作業台、移動式足場（ローリングタワー等）は対象とします。《足場、足場板、アルミブリッジ、また滑り止め等の単独購入は対象ではありません。》
8	書庫等転倒防止器具
9	黒球付熱中症指数計（WBGT測定器） 黒球付で暑さ指数（WBGT値）が計測できるものが対象です。 2021年4月30日までの事由発生（設置、購入）分が補助対象期間となります。
10	オイルミスト除去装置 2021年4月30日までの事由発生（設置、購入）分が補助対象期間となります。